

第4回岩見沢市子ども・子育て会議議事録

日時 平成26年10月10日（金）18:00～19:10

場所 であえーる岩見沢3階 会議室1

1 開会

2 議事

協議事項

(1) 次世代育成支援行動計画の位置付けについて

①これまで説明していない事業について

②新たに追加する事業について

(2) 子ども・子育て支援事業計画の構成について

(3) 子ども・子育て支援事業計画のビジョンと重点事業について

3 その他

(1) セミナーの開催について

4 閉会

- 出席者 <委員> 岩見沢市子ども・子育て会議委員9名
<事務局> 子育て支援推進担当次長、子ども課長、子育て支援係長、子育て支援係、保育係係長、保育係

- 配布資料 事前配布資料：次世代育成支援後期行動計画検証結果
資料1：次世代育成支援行動計画の位置付けについて
資料1-2：子ども・子育て支援事業計画と次世代育成支援行動計画の法的位置づけと岩見沢市の考え方
資料1-3：追加事業案の対応について
資料2：(仮称)岩見沢市子ども・子育てプラン
資料3：(仮称)岩見沢市子ども・子育てプラン 事業優先度の考え方と新規事業等の予定

事務局	1 開会 (18:00) 2 議事 配布資料について説明
委員F	協議事項の前に事務局から報告事項があるそうなので、まずそこからお願いします。

事務局	<p>9月に開催されました、第3回定例会においてこれまでご協議いただきました、岩見沢市特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例、岩見沢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例、岩見沢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について、可決制定されたことをご報告いたします。</p>
委員F	<p>それでは、協議事項（1）次世代育成支援行動計画の位置付けの①これまで説明していない事業について、②新たに追加する事業について、事務局から願います。</p>
事務局	<p>事業の説明に移る前に、子ども・子育て支援事業計画と次世代育成支援行動計画の具体的な位置付けについて、ご説明します。まず資料1-2をご覧ください。昨年度から子ども・子育て支援法に基づく事業計画の策定作業を進めて参りました。当初、次世代育成支援行動計画は、平成27年度から子ども・子育て支援事業計画に引き継がれる予定でしたが、平成26年4月、次世代育成支援行動計画の成果が十分に現れていないとして、次世代法から10年延長されました。国は市に対して、次世代育成支援行動計画の策定は任意とし、計画を作る場合、子ども・子育て支援事業計画と一体で整備することも可能であるという方針も示しています。全国的な取組み状況を見ても、「次世代」と「子ども・子育て」を一体で整備する市が多いようです。子ども課としては、2つの計画の目的が同じであること、前期、後期の行動計画の成果が十分とはいえないことから、一体で整備しようと考えています。</p> <p>続いて、①これまで説明していない「次世代」の事業についてご説明いたします。前回の会議で、J委員より次世代育成支援行動計画の評価内容について、もう少し詳しい資料をいただきたいというご意見をいただきましたので、9月の上旬に検証結果の資料をお配りしまして、9月19日を期限にご意見等を伺いました。その結果、さらに追加してはどうかという事業についてご意見をいただきました。追加案については、後ほどご説明いたします。</p> <p>まず、事前にお配りした次世代の検証結果の資料をご覧ください。始めに1ページ目、第一章第四節のNo.43とNo.44をご覧ください。No.43の「スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、心の教育相談員の活用」は、児童の悩みや不安の解消、また不登校の解決を図るため、市内中学校に職員を配置し、相談体制を整備します。事業名に「心の相談員の活用」とありますが、心の相談員は平成25年度で廃止となり、代わりに平成26年度から、スクールカウンセラー、スーパーバイザーと医療アドバイザーを1名ずつ、適応指導教室に配置しています。</p> <p>続いてNo.44の「学校適応指導教室登校支援事業」は、不登校児童に対する支</p>

援事業です。No. 43 と No. 44 の予算等の差についてですが、これは、No. 43 が主に道の費用、No. 44 は市が全額負担していることによる差です。また、平成 24 年度に子ども課で担当していた登校支援事業が指導室の適応指導教室に加わりました。適応指導教室と登校支援事業の違いですが、適応指導教室は学校には行けないけれど勉強はしたいという児童が利用する事業で、比較的學校に復帰する割合が高い傾向にあります。登校支援事業は家から出ることは出来るけれど、人と接するのが苦手で、勉強もやりたくないというような児童が利用している事業です。この登校支援事業が平成 24 年度に加わりましたので、通級者数が前年度と比べて増えています。また平成 25 年度も増えています。これは家から出ることができず完全に不登校になっていたのが、家から出ることが出来るようになった子どもが増えたことによります。これらの事業は、継続して実施して参ります。

続きまして、2 ページ目を開いてください。No. 23 の「母子健康手帳及び妊婦健康診査事業」をご覧ください。これは、妊娠の届出があった妊婦に対して、母子健康手帳を発行し、妊婦一般健康診査を行う事業です。妊婦一般健康診査は国から一人 14 回の受診を推奨されていますので、単純計算では、平成 25 年度の受診数は約 8,000 回となるはずなのですが、途中で流産してしまったり、転出する方等がいますので、実績はそれよりも少ない数となっています。また平成 25 年度は、24 年度と比べて、手帳の交付数が 10 人分増えていますので、増加を見込んで平成 26 年度の予算額は、平成 25 年度の決算額よりも増となっています。

次に 7 ページを開いてください。NO40 の「ティームティーチング、少人数指導の実施」をご覧ください。簡単に申しますとティームティーチングは 1 つの教室で複数の教師が指導する方法で、少人数指導はクラスを複数のグループに分けて指導する方法です。平成 26 年度は市内 21 校 25 人が配置されていますが、この予算額については、道教委より教員が配置されているため、市の負担はありません。ティームティーチングや少人数指導以外にも、放課後に学習時間を設けたりといった各学校の様々な努力があり、学力テスト等にその成果が出ているようです。

続いて 14 ページをご覧ください。No. 68 の「街路灯の維持管理と新設、敷設替の支援」です。市民連携室が担当している方をご覧ください。これは町内会が管理する街路灯の維持管理にかかる費用の一部助成を行う事業です。平成 24 年度の実績数がかなり大きな数字となっているのは平成 24 年度に環境省から省エネルギー化の推進を図るため、補助金が交付されたことで整備が進み、設置数が多くなったことによります。また、市では各町内の街路灯の設置費を一部助成していますが、平成 25 年度から 29 年度までの 5 年間は、省エネタイプの照明器具設置の助成割合を高く設定していますので、平成 25 年度の設置数が多くなっています。今後は省エネタイプの照明器具への切り替えを進めていくこととなります。

	<p>次に 15 ページ、No. 57 の「公共構築物のユニバーサルデザイン推進」をご覧ください。これは、新設される公共建築物に多目的トイレやベビーベッド等を整備する事業です。施設を所管する担当部署に予算がついていますので、建築課に予算はついていません。建築課で計画的に実施しているというよりも、施設を管理している部署から要望を受けて、整備を行います。今年度については、志文小学校の一カ所となる見込みです。</p> <p>最後に 19 ページ、No. 53 の「環境浄化モニター活動」をご覧ください。環境浄化モニターは小中高校の子どもを持つ母親を中心に選出された 28 名で構成され、青少年に有害な環境がなくなるよう、関係業界に働きかけを行っています。また、年に何回か青少年センターの補導活動と一緒に街頭を巡回することもあります。今後も市民の方と協力して、犯罪等の被害防止活動を進めて参ります。①のこれまで説明していない事業の説明は以上になります。</p>
委員 F	<p>他のところはみんなスタッフの数が並んでいるけど。44 番だけ、通級者数と復帰者数だけになっています。本当は職員の数が入るのではないですか。</p>
事務局	<p>職員数は 5 人です。</p>
委員 F	<p>わかりました。それでは、続けて説明をお願いします。</p>
事務局	<p>②新たに追加する事業について、ご説明いたします。資料の 1 をご覧ください。次世代育成支援行動計画の事業を整理し、次の計画に向けてまとめた表になっています。一番左側のところは次世代育成支援後期行動計画の事業についてです。国が指定する重点事業が赤、市が独自に実施する事業が青、次世代からの継承事業を黄色で色分けしています。このうち、事業が廃止されたものが 3 項目、他の計画を根拠とするため、除いたものが 5 項目、事業名を変更したものが 3 項目ございます。81 事業のうち、廃止事業と除く事業が合わせて 8 事業あり、全部で 73 事業となります。ここに追加してはどうかという事業を 10 事業あげ、表の下の方に一覧にしました。このうち一番下の 5 歳児健診は、現在未実施の事業で、事業計画の中に盛り込むことを目標としていますので資料に載せていますが、現在担当部署で協議をしているところです。事務局の追加案と、委員よりご提案いただいた事業を合わせて整理し、さらに安全・安心・楽しみに分類したものが一番右側の表になります。</p> <p>ここで、委員より追加事業のご提案がございましたので、それについてどのように整理したのかを、資料 1-3 で説明いたします。追加資料の方になります。ご提案いただいた事業は 7 項目ございます。1 つ目の「貧困家庭の支援」ですが、市では既に生活困窮者自立支援事業と生活困窮者学習支援事業を実施していますので、この 2 つの事業を追加いたしました。2 つ目の「緊急ファミリーサポ</p>

	<p>ート」は、No. 7のファミリーサポート事業に組み込むこととしました。3つ目の「ショートステイ施設」は、事務局からも提案していたもので、新規事業として追加いたします。4つ目の「新生児聴覚スクリーニング補助」は、現在担当部署で検討しているところですので、協議中といたしました。続いて5つ目の「子どもの遊びを守る少年団」は、新規事業として提案していた、新しいスタイルの子どもの遊び場の中に組み込むことといたしました。6つ目の「障がい児向けの子育て手帳の発行」は、No. 9の地域子育て支援センター事業の中に組み込むことといたしました。最後に7つ目の「父親の育児休暇といったワークライフバランス」は、No. 63の岩見沢男女共同参画実践プランの推進に該当するのですが、少し言葉を変えて、ワークライフバランスの推進という項目とし、対応することといたしました。ご提案いただいた追加事業案については、以上のように整理しまして、資料1の右側の表のように追加事業案を含んで一覧にしました。もともとの次世代育成支援後期行動計画は81事業ありましたが、ここから8事業が廃止、または除かれ、10事業を追加しましたので、合計で83事業ということになります。優先順位という観点からは少し大雑把ではありますが、このように整理いたしました。説明は以上です。</p>
<p>委員 J</p>	<p>追加事業で貧困家庭の支援と書いたのですが、言葉足らずで養育困難家庭の支援を含んでいただけるとありがたいのですが。マルトリートメント（大人の子どもに対する不適切な養育・関わり）という養育困難家庭が増えていて、結局介護認定を使って、サポートに入ってもらって、子どもを看てもらってなんとかこの2、3年を過ごしています。今の法律では、知的障害のある養育困難な親と子をサポートするものが無いので、貧困家庭というよりは養育困難家庭の支援という拡大解釈のような事業があればいいなということを書き損ねました。</p>
<p>事務局</p>	<p>これについては、これまでの協議の場が、要保護児童対策地域協議会、チャイルドホットラインの中で対応してきたのですが、新たに何かというよりは、引き続きその中で対応していく形になっていくと思います。岩見沢市のチャイルドホットラインは虐待に限定するのではなくて、虐待よりも今おっしゃったようなマルトリートメントも含んだ形で対応していくというような位置付けにしていきたいと思います。</p>
<p>委員 F</p>	<p>じゃあ具体的な新しい事業を立ち上げるというよりは、今ある事業で対応していくと。</p>
<p>委員 J</p>	<p>国が人口を減らさないということは無理があると思います。人口を減らさないために次世代法を伸ばしているのですが、その目的がおかしいと思っていて、減っていくことを前提にどう少ない人数で上手くいくかということを実際に考え</p>

	<p>た方が正しいと思います。法律のあり方が間違えている。</p>
委員 F	<p>量的なところを増やすのは中々難しいため、今、質をどうしようかということになってきているので、先生がおっしゃっているのと矛盾しないと思います。</p> <p>法律の隙間のお話なので、それを岩見沢市としてどういう風にしていくのかということが見えていれば、裏技を考えなくても良いと思います。</p>
事務局	<p>それぞれの家庭で、使えるサービスは何かを全部洗い出して、それをどう組み合わせさせて使っていくかを協議するのがケース会議と呼ばれるものです。その仕組みの中でやっていきます。どこからが養育困難でどこからが虐待という線が引きにくいので、一体でやった方が効果的と考えています。</p>
委員 F	<p>この生活困難者学習支援事業も既にやっていますか。</p>
事務局	<p>これは今年度から開始した事業です。生活保護家庭の子どもは中々塾に通える経済状態にありませんので、そういった子どもが通える塾を用意していくということと、もう1つシングルペアレントのお子様の学習塾というのも、母子寡婦福祉会で担当しています。</p>
委員 J	<p>言い忘れですが、5歳児健診の話なのですが、小児科医会で話し合いまして、担当医が決まりました。医師会としては担当医を第四木曜日に送り出すという体制はオッケーです。</p>
事務局	<p>あとはこちらの体制ということですね。</p>
委員 F	<p>話の続きですが、例えば光が丘学園の子達も対象になるということですか。</p>
委員 A	<p>施設の子どもには、学習支援がついています。</p>
委員 F	<p>じゃあ特にそういう支援を受ける必要が無いのですね。</p> <p>札幌市では児童養護施設の子ども達も学習支援をやっているところもあるので岩見沢市はどうなのかなど。</p>
事務局	<p>これまで、措置費で支援されるものは担保されていたのですが、生活保護の方と母子家庭の方は特に支援される制度は無かったので、それを今年から対応しているということと、また、特に対象を特定せず、学校でそれぞれ無料の補習、講習にも取り組んでいますので、そちらでもカバーできるようになってきています。</p>

委員 J	1つメールした意見として、子育て支援手帳の発行というのが教育委員会の就学者委員会の特別支援学級をやっている中で、10年来の課題なのです。中々空知全域で1つも出来ているところがなく、母子手帳の他に知的障害やADHDの子を一生にわたってフォローするお母さんが持つ、発達支援手帳をやって欲しいと提案したのですが。
事務局	これは、6番ですね。これは取組みたいと思います。
委員 J	全然違う名前になっていたのですね。
事務局	この手帳の発行という事業は、別に一本起こさないで、この子育て支援センター事業の中で行うことを考えています。これは一カ所で出来るものではなくて、他機関と連携して、例えば健康づくり推進課だったり、あとは障害児の発達支援センターだったり、そういったいろんなところと協力して、どういうつくりにするかということを決めていきます。
委員 J	つくりではなくて、実際に課題はわかっている、養護学校の先生だとか委員会にいる人、お母さんはやって欲しいが、学校側で反対する人が多く、その意識の問題です。スーパーバイザーが困っているのですが、連携の問題ではなくて、考え方をどのように浸透させるかということです。
事務局	どんな課題がどこにというのは、今は把握しきれていないのですが、必要だという声は、J委員の他にも子ども・子育て支援事業計画の基準を意見募集したときにメールでいただいています。
委員 J	小学校、中学校に入学するときにIQテストとか全部捨てられて繋がっていないです。ものすごく頭に来ています。10年間。
事務局	そういう意見があったのでそういう意見は取り入れて、来年度出来るかどうかというのはお約束できないですが、計画期間の中できちんと取組みたいと考えております。
委員 D	就労支援については、国でも特定求職困難者雇用開発助成金というのがあります。母子家庭のお母さんをハローワークの紹介で、紹介して雇ったときは、雇った事業主に対して、助成金が支払われる制度です。雇用主の方に支払うことで、就職の間口を広げるという制度です。やはり母子家庭のお母さんというのは休みがちになることから敬遠されるので、こういった制度でなるべく雇ってもらえるように声かけをしています。

委員 F	<p>他に何かありますか。では、ご意見が無いので、次に進みます。協議事項（2）子ども・子育て支援事業計画の構成について事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>構成についてご説明いたします。資料2をご覧ください。こちらの資料は前回の会議でお示ししました資料7とほぼ同じものです。次世代育成支援法の延長に伴い、継承しようと考えている行動計画を組み込んで、子ども・子育て支援事業計画を策定した場合の構成案です。前回の資料と異なっている点は左側の考え方の欄です。子ども・子育て支援事業計画の幹となるものがこの「考え方」と「事業」というものです。考え方の幹には、これまで会議で協議してきた子ども・子育て支援の考え方と継承していく次世代育成支援行動計画を合わせたもの、事業の方の幹には子ども・子育てと次世代育成の両者を網羅する様々な事業をここに盛り込んでいます。</p> <p>先ほどの協議の中でご説明しましたとおり、昨年度から着手した子ども・子育て支援法に基づく事業計画の策定にあたりましては、当初、次世代育成支援行動計画を引き継ぐものと説明をさせていただいたところですが、新年度に入りまして、ワークライフバランスの施策を考えるうえで、子どもと保護者だけでなく、企業と社会が取組む施策が欠かせないという観点から、次世代育成支援対策法が10年間延長となり、それを受けまして、これまで協議してこなかったいくつかの事業についても今この場でご協議いただいているところです。先ほども触れましたが、国は市町村に対して行動計画の策定は任意であり、計画を作る場合は、子ども・子育て支援事業計画と一体で整備するというのも可能だという方針も示しています。全国各地で策定作業に取り組んでいますけれども、一体で整備する市が多いという状況です。従いまして岩見沢市でも一体で整備をしようということ、この会議でご提案しているところです。</p> <p>2つの計画を構成するという観点から事業計画の名称は、仮称ですが子ども・子育てプランとしてあります。そこで、その計画の構成についてですが、計画の基本的な考え方を「施策の目標」、「基本的な考え方」、「3つの視点」として記載しております。次世代育成支援法に基づく行動計画は法律により、7つの目標を整備することが出来まして、「子ども」、「保護者」、「地域」、そして「事業者」という4つの視点から盛り込んだものでございます。子どもの成長、健康増進、教育環境、住環境などの生活環境です。それから、事故や犯罪からの安全の確保、仕事と子育てとの両立、いわゆるワークライフバランスの施策を掲げています。</p> <p>今回のプランは子ども自身の成長を支えることと、それから保護者の子育てを支えることにくくり、さらにそれを3つの視点といいまして、子どもと保護者は施策を安全、安心、楽しみという3つの視点で整理をしています。</p> <p>この3つの視点ですが、資料の右上の「子ども・子育て支援満足のステップ」にあるように、安全が保証され、安心して子育てが出来てこそ、子育てが楽しいと感じ、希望を持つことが出来る。安全に対する欲求が満たされてこそ、社会的</p>

	<p>な欲求が生じ、さらに自己実現の欲求が求められるようになるという欲求の段階説に基づく整理です。</p> <p>資料3で改めてご説明いたしますが、楽しみという表現はかっこ付けでございますけれども、前回の会の中では、未来あるいは希望という表現の方が良いのではというご意見がございましたので、後ほどご議論いただきたいと思います。</p> <p>資料2の中段の事業の欄をご覧ください。ここには子ども・子育て支援法に基づいて、各種の施策を「国が求めてきているもの」、「市が独自に実施するもの」、その他、「次世代育成支援行動計画から継承するもの」に分けて明記しています。ここにありますが番号が考え方のどれに対応しているかということは、施策目標の最後の事業項目の番号を追記しています。事業の欄に戻りますが、計画に基づき実施する各種の事業が、3つの支援ステップ、安全、安心、楽しみのどこに対応するかを分類しています。資料の1でもご説明いたしましたが、全体の量的なバランスを見ますと安心に分類される項目が最も多くなっております。</p> <p>こうした構成に基づきまして、計画書がどうなるかということ資料の右の段でお示ししています。緑色の線で囲んだところが、次世代育成支援をベースとします考え方の欄、赤線で囲んだところが各種の事業の内容になっております。さらに計画書の第5章にございますが、事業の進捗管理ということも、今回の支援法の中ではうたっており、子ども・子育て支援法に基づいてこの会議を毎年定期的に開催し、計画に定めた各種事業の進捗管理に努めていく次第でございます。この後計画の基本理念、ビジョンについてもご協議いただきますが、以上で計画の構成についての説明といたします。</p>
委員F	<p>支援事業計画の構成ということでご説明いただきました。ただいまの説明に対する質問はありますか。質問が無ければ、次に進みたいと思います。(3) 子ども・子育て支援事業計画のビジョンと重点事業について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>資料3をご覧ください。これまで6月の第2回の会議、8月の第3回の会議と2回にわたって子ども・子育てのビジョンについてお話をしてきました。今日の協議である程度の方向性が出せればと思っております。資料3には、これまでの議論を安全、安心、楽しみに分けて整理しています。楽しみについては、「他の表現の方がいいのでは」というお話もありますので、後ほどご協議いただきます。今は仮に「楽しみ」と表現をしています。基本的な考えは、「子どもの成長を支える」ということと、「子育てを支える」という2点に絞ってみました。次世代計画のときには、これに「地域が育つ」という視点がありましたが、地域の満足については、支援の結果として生まれることであって、それを目的とするものではないと考えて、シンプルに2つに絞ってあります。</p> <p>次に安全、安心、楽しみの3つの視点についてです。「安全」は子どもと子育て</p>

	<p>てをさせるセーフティーネットです。道路や建物といったハード的な意味ではなく、セーフティーネットとご理解ください。子ども・子育てのベースとなる視点となりますので、ここに位置付けられる事業は、計画期間内で全てA評価を目指していきます。主な事業としては、病児病後児保育やショートステイ等、こちらに記載の通りです。</p> <p>「安心」は将来を見通せる子育て支援サービスや経済的基盤です。子どもを育てるにあたって、現実的な生活や制度をイメージしやすく、安心して子育てできる、成長できるような制度です。これに分類される事業が最も多く、財源やその時々々の社会情勢、課題等により、年度ごとに優先順位を考慮するものと考えています。主な事業としては、現在調整中の5歳児健診や放課後児童対策等、記載の通りとなっています。</p> <p>最後は「楽しみ」です。社会と関わり成長できる満足、自己実現ができる満足といったイメージです。これは重点事業として政策的に実施するもので、岩見沢市の特色となるようなものにしたいと考えています。主な事業としては、今年の専門部会でご協議いただきました、であえーる岩見沢の遊び場整備等、記載の通りとなっています。</p> <p>これまでの協議をふまえ、5年間の計画の中で新たに取組む事業、拡充する事業について主なものをまとめてあります。上の3つが安全に関するもの、5歳児健診も安全に分類されていますけれども、安全に主に重点的に取組んでいます。安心、楽しみにもそれぞれ必要な事業を盛り込んでみました。これらをふまえて、子ども・子育てプランの目標、岩見沢市が目指すビジョンといったものをお考えいただきたいと思っています。左下にこれまでの協議をまとめてあります。これまでの協議で出てきたキーワード、「一人じゃない子育て」とか、「自己肯定感」、「満足」、「自己実現」、「思春期の子どもの成長過程」、「未来」、「希望」、「連続性」、「循環」等といったキーワードをまとめてあります。</p> <p>今日はまず始めに「楽しみ」にあたる部分、この部分をお考えいただき、その次にビジョン、市として目指す、子ども・子育て支援の目標についてご意見をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。今日は後ろにホワイトボードを用意してあります。出てきたご意見のキーワードを書き出しながら、進めていきたいと思っております。ある程度意見が出てきたところで、全体を眺めて、言葉を選んでいくというような方法で進めていきたいと思っております。</p>
委員F	<p>何かご質問はいいですか。3つの視点の楽しみというところの言葉をどうしようということ、あとビジョンの2点ということ。</p>
委員J	<p>喜び、未来へと続く、次はわくわくする、質が高い、輝く道、自由な心、ほとんど谷川俊太郎の詩です。最後は自由な心なのです。谷川俊太郎の一番最後の言葉は「自由な心で何も持たず」というすばらしい言葉です。</p>

委員A	8月の会議に私は出席していないので、もしかしたらそのときに言っていたらすみません。子育て短期支援事業のショートステイについてですが、トワイライトについては、検討中ですか。
事務局	トワイライトについては検討とさせていただきます。というのは、民間で事業をやっているところがあって、民業圧迫になってしまうという意見も内部であるものですから、ショートステイの方はきちんと必要だということで担保していこうと考えています。トワイライトについては、継続協議ということで、計画の中には載せていきますけれど、新規事業としては、今の段階では位置付けはしていません。
委員A	民間の方が、トワイライトのような事業をされているので、そこを圧迫する可能性があるということですね。
事務局	ただ決定ということではないので、計画の中には、ショートステイ、トワイライトステイ両方載せていって、実施するかは継続協議とさせていただきたいと思っています。今回の新規事業の中にトワイライトは載せていませんが、計画の中には組み込んでいきたいと思っています。
委員F	新規事業に対して何かご質問があれば、ないですか。ではまずその3つ目のキーワード。
事務局	「喜びを感じる」とか、「自己実現することで未来へと続く」とか、「喜び」というところで「わくわくする」ということもありますし。今までの協議に繋がったキーワードになっているかと思います。
委員J	安全、安心だけでは、喫茶店には絶対行きたくないです。喫茶店に行くのはわくわくするか、楽しいか、ぼーっとできるかです。プラスαですよ。
事務局	安全、安心となると割とベーシックなことなので、それを彩るようなイメージですよ。
委員F	いかがですか、みなさん。連想するものをあげていても良いですが。事業の楽しみにあてはまるような事業も見ただいて、イメージ出来ればと思います。学力向上対策事業だとなんかわくわくしないですね。
事務局	でも学力を付けた先にわくわくする未来がありますから。

委員 J	学力は与えるのではなくて、ネットでコピーではなくて、自分で探して自分で考える学力向上が良いと思います。
委員 F	僕もそう思います。対策事業という形ではなくて。
委員 J	最初のであえーる岩見沢の遊び場の工事の話のときって、どうやって遊ぶか、子どもの笑顔をみんな期待していたと思います。わくわくするとか楽しいとか子どもが思うのを親が見て喜ぶのをイメージしていたと思います。
事務局	安全、安心、わくわくという感じですか。イメージしていた「子どもの笑顔」というのもいいかもしれませんね。
委員 D	絆というのはどうですか。親子だけでなく、地域との絆を深めていくという意味です。
事務局	このいろいろな人との絆によって子どもの子育てが支えられていくというのは、ビジョンの方にもすごく関係がある気がします。
委員 F	さっき J 委員からもありましたが、笑顔も子どもの笑顔だけでなく、笑顔の循環、笑顔の輪というか。
事務局	それを子どもの笑顔を見ている周りの大人の笑顔に。
委員 J	「子どもの」を抜いて「笑顔の輪」。色々な人のという意味で。
事務局	笑顔の輪、色々な人、子どもと子育てをする周りの人の笑顔の輪。
委員 A	子どもの笑顔は子どもの笑顔を守りたいという意味も、凄く子育ての意味もあるかと思います。
委員 F	じゃあ安全、安心、笑顔。漢字 2 文字だったら。
事務局	このビジョンに続く議論で、「輪」というのがポイントかなと思います。ですから、安全、安心、笑顔と 2 文字にこだわらないで、安全、安心、笑顔の輪という風にして、そのビジョンにつなげていっても良いかなと思います。
委員 J	視点の 3 つ目を作ったら、目標の中に笑顔の輪を守るとかでも良いわけですよ。

事務局	例えば、笑顔と2文字にしておいても、後ろの方で笑顔の輪を守ると。
委員F	絆もそういう意味ですよ。
事務局	じゃあ安全、安心に続くキーワードとしては、「笑顔」というキーワードで整理をして、ビジョンの方で、笑顔の輪。
委員F	「笑顔の輪」がいいですか。「笑顔」の方が私は落ち着くのですが。
事務局	みなさんはどうですか。笑顔にするのが良いのか、笑顔の輪にするのが良いか。
委員J	「笑顔」にして、目標を「笑顔の輪を守る」でいかがですか。
事務局	これに続いて、ビジョンの話に入っても良いですか。 子ども・子育てのビジョンについて、今ある程度話が出てきましたけれども、これについてちょっとお話をしたいと思います。今、人とのつながりとか、笑顔の輪を守る、というような感じのキーワードがでました。こんなイメージですよ。笑顔の輪を守るとか、色々な人との絆が笑顔の輪を作るといことなのかもしれないですね。それは単純に、支え手と支えてもらう人ということではなくて、輪になって循環している。あるときは支え、あるときは支えられ、それはいろいろな人の絆が輪を作って、その輪が笑顔の輪を守っていくというようなイメージかなと思うのですが。
委員J	「人の絆で笑顔の輪を守る」、はどうですか。
委員A	笑顔の輪を守るってしつこいかな。言葉的に何か違和感がありますので。笑顔の輪を守るというのは、言葉使いとしてどうでしょうか。
委員F	笑顔の輪を描くとか。
事務局	笑顔の輪、笑顔の輪を描く。
委員A	輪を広げる。
委員J	笑顔の輪だけじゃダメですか。
事務局	笑顔の輪ということで、これに続けないのであれば、色々な人との絆を作る笑顔の輪とか、絆で紡ぐとかそんな感じでしょうか。「人の絆で紡ぐ笑顔の輪」。み

	なさんよろしいですか。
委員F	よろしいんじゃないでしょうか。
事務局	では安全、安心に続くキーワードを「笑顔」、子育てのビジョンについては、「人の絆で紡ぐ笑顔の輪」ということにさせていただきます。ありがとうございます。
委員F	(3) について何か意見はありますか。それで続いて、その他について事務局の方からよろしくをお願いします。
事務局	それでは、私の方からセミナーの開催についてお知らせします。配布したチラシをご覧ください。子ども・子育てプランの策定にあたり、子どもの成長段階における子育て支援のやり方についてセミナーを開催いたします。開催日時は 11 月 15 日土曜日の午後 2 時から、午後 4 時半まで、開催場所は市内の緑が丘にあります、教育大学キャンパス内、岩見沢市立教育研究所、小運動場で行います。参加費は無料となっています。当日のプログラムについては、子育て支援事業計画の骨子案についての説明や子どもの心の成長と子育て支援と題し、本会議の会長であります、平野会長から、ご講演をいただく予定となっております。また 5 名のパネラーによる意見交換も予定しておりますので、皆様方のご参加をよろしくをお願いします。なお当日は来場者にアンケート用紙を配布し、子ども・子育てプランの骨子案に対する、意見募集を行う予定となっております。私からの説明は以上です。
委員F	今日はそのためのセミナーのヒントもたくさんいただきました。ただいまのご説明に対して質問はございますか。
委員E	参加の対象は決まっていますか。
事務局	どなたでも大丈夫です。
委員D	子どもの同伴はだめですか。
事務局	お子様が我慢できるのであれば大丈夫です。
委員D	託児が用意されているとかではないですか。
事務局	託児は今のところ考えていません。その辺はちょっと相談してみます。

委員 F	大丈夫ですか。他にご意見が無ければこの辺で終わりにさせていただきます。
事務局	<p>追加ですが、次回の第 5 回子ども・子育て会議を 11 月 10 日月曜日 6 時から、現在開催している会場で開催いたします。よろしくお願いいたします。</p> <p>また、広報 11 月号で、今日の安全、安心、笑顔という考え方、セミナーのお知らせ、それから意見募集を行います。意見募集は広報の 1 ページだけでは書ききれないので、ホームページに詳しい内容を載せて、市民の皆様からの意見を募集したいと考えております。そこで追加する事業、追加する考え等がその中から出た場合は、会議に間に合えば会議で、間に合わなければ郵送等で皆さんにお知らせしていきたいと考えています。広報 11 月号をご覧ください。</p>
委員 F	<p>よろしいですか。ということで今日は終わりたいと思います。ありがとうございました。</p> <p>閉会 (19 : 10)</p>